

第446回 石川地方最低賃金審議会 議事録

開 催 日 時	令和4年8月30日 火曜日 13時30分～15時45分					
開 催 場 所	金沢駅西合同庁舎 別館2階 共用第2会議室					
出席委員	公益代表委員	粟田 真人	木村 弘	高見 俊也	中村 雅代	本間 学
	労働者代表委員	大塚 佳代	徳本 喜彰	増田 明朗	南 芳雄	村上 和幸
	使用者代表委員	尾崎 良一	敷波 利子	眞田 昌則	橋本 政人	深見 正裕
	欠 席 委 員	なし				
	事 務 局	長嶋労働局長 岡村労働基準部長 川崎賃金室長 南出課長補佐 春名賃金調査員 西宮労災・労働保険調査員				
議 題	<p>1 開会</p> <p>2 議題</p> <p style="padding-left: 40px;">(1) 石川県最低賃金の改正決定に対する異議申出について</p> <p style="padding-left: 40px;">(2) 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について</p> <p style="padding-left: 40px;">(3) その他</p> <p style="padding-left: 80px;">資料説明</p> <p>3 閉会</p>					
議 事 内 容	<ul style="list-style-type: none"> • 別紙のとおり 					

令和4年度 第446回石川地方最低賃金審議会 議事録

令和4年8月30日（火）

13時30分～15時45分

金沢駅西合同庁舎 別館 2階共用第2会議室

【高見会長】 定刻になりましたので、第446回石川地方最低賃金審議会を開会いたします。まず、審議会の成立状況について報告をお願いいたします。

【事務局】補佐 本日は、全委員にご出席いただいております。現在、15名中15名のご出席で、最低賃金審議会令第5条第2項に定める定足数、委員の3分の2以上または公労使各委員の3分の1以上に達していますので、本審議会は有効に成立していることをご報告いたします。

また、本日の審議会は公開となっておりますが、傍聴希望者はいませんでした。

【高見会長】 それでは、議事に入ります前に、本日の議事録確認者を指名したいと思います。公益委員側は私、高見が行います。労働者側は南委員、使用者側は橋本委員、お願いいたします。

それでは、議事に入りたいと思います。

本日は、8月12日の答申に対する異議の申出の審議をまず行います。

異議の申出につきまして、事務局から報告をお願いいたします。

【事務局】室長 私の方から報告させていただきます。

先日いただきました石川県最低賃金の改正決定につきましては、答申をいただきました8月12日から異議の申出の公示を行いました。昨日8月29日が締切日でありましたが、異議の申出がなかったことをご報告いたします。

【高見会長】 それでは、8月12日の答申につきましては、異議の申出がなされなかったということですので、事務局の方で最低賃金の改正手続を進めてください。

【事務局】室長 それでは、今後、10月8日発効に向けました改正手続を進めさせていただきます。どうもいろいろありがとうございました。

【事務局】補佐 終わりに局長から一言、ご挨拶申し上げます。

【事務局】局長 本年度の石川県最低賃金の改正につきまして、労働者代表委員、使用者代表委員の皆様には、それぞれ立場は異なりますが、円滑な審議にご協力をいただきました。また、高見会長をはじめ公益代表委員の皆様には、全会一致に向けた調整にご尽力をいただきましたことに改めて感謝申し上げます。

本年度につきましては、結果といたしまして目安どおりの改正額となりましたが、8年連続で全会一致によって改正決定の答申をいただいたことの意義は大きいと考えております。

労働局といたしましては、今後、頂きました答申によりまして、10月8日の発効に向けて、石川県最低賃金の改正手続を進めてまいりたいと思っております。

また、891円となる改正額につきましては、労使をはじめ、広く県民の皆様にご周知を図ってまいります。改正額が官報に掲載される9月8日から発効日である10月8日までを、特に石川県最低賃金周知強化期間といたしまして、労働局と管内の各労働基準監督署、各ハローワークが一体となりまして、集中的に周知活動を展開していくこととしております。

また、改正額の履行確保につきましても必要な指導等を行ってまいりますので、委員の皆様方におかれましては、引き続き御協力を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますがご挨拶といたします。

ありがとうございます。

【高見会長】 ありがとうございます。

答申には労使それぞれのご意見もつけてありますので、またその辺をご配慮お願い申し上げます。

それでは、議事に入りたいと思います。

議題の(2)に入りたいと思います。

特定最低賃金の改正決定を求める申出書の審査結果について、事務局から報告をお願いいたします。

【事務局】補佐 特定最低賃金の改正決定を求める申出書について審査した結果を報告いたします。

提出のありました5件の申出書を審査した結果、いずれも疎明資料等の必要書類が添付されており、申出要件を満たしていることを確認いたしましたのでご報告いたします。その内容をお手元の資料に基づきまして簡単に説明させていただきます。

す。

審査結果につきましては、お手元の資料のナンバ－ 2 の 5 ページから 24 ページに渡り、各申出代表者から提出されました申出書の写しと審査結果表と改正申出書に添付されておりました申出署名資料の抜粋をお付けしてあります。

機械及び百貨店の特定最低賃金については、公正競争ケースとしての申出が行われております。

資料の 9 ページの機械器具製造業最低賃金の改正決定申出書と審査結果業務につきましては J A M 北陸執行委員長名で提出され、法定合意率が 47.35% となっており、石川県内において機械器具製造業最低賃金の適用を受ける労働者 23,832 名のうち 11,284 名から今回の改正申出についての合意を得たとされています。

この申出に対する審査結果を取りまとめたものが 12 ページとなっております。合意を得た 11,284 名の労働組合ごとの人数を取りまとめたものが、改正申出疎明資料の 10 ページとなっております。なお、機械器具最低賃金の適用を受ける全労働者数の審査結果では基幹的労働者数として 23,832 名としておりますが、これは経済センサスの数値を基に当該業種に属する事業所で使用されている労働者数から最低賃金に関する基礎調査などにより推計される適用除外となる人数を差し引いた人数となっており、当該特定最低賃金の適用を受ける労働者数のおおむね 3 分の 1 以上の法令より行われている申出要件を満たしております。

また、事業の公正競争を確保する観点から特定最低賃金を改正することが必要である理由として、9 ページの申出書の記の 4 において賃金格差が存在するとされ、11 ページの疎明資料にそれぞれの賃金が記載されております。全体のところで H 労働組合では 210,000 円、A 労働組合では 306,042 円と格差があるということを確認できました。

同様に、公正競争ケースとして申出が行われております百貨店に係る申出についても同様ですので、ここでは省略させていただきます。

次に、紡績、自動車及び電気に係る特定最低賃金の改正についてですが、労働協約ケースとして申出がされております。労働協約ケースの改正申出要件として、同種の基幹的労働者数のおおむね 3 分の 1 以上が最低賃金額に関する定めを含む 1 つの労働協約の適用を受けている場合、または最低賃金について実質的に内容を同じくする定めを含む複数の労働協約のいずれかの適用を受けている場合とされております。

資料の 16 ページから改正決定申出書と審査結果表についてですが、全日本電機・電子情報関連産業労働組合連合会石川地方協議会議長名で提出され、労働協約率が 36.9% と記載されております。

石川県内において電気機械器具製造業の、最低賃金の適用を受ける労働者 10,831 名のうち、3,998 名が最低賃金に関する労働協約の適用を受けるとされており、この申出に対する審査結果を取りまとめたものが 20 ページでございます。審査結果表の上段に申出事項、その下に審査結果を記載しておりますが、労働協約で適用を受ける労働者数は資料 19 ページ、労働協約の趣旨から 3,998 名で相違ないことを確認しております。申出要件である当該最低賃金の適用を受ける労働者のおおむね 3 分の 1 以上の者が同種の最低賃金に関する労働協約の適用を受けていることを満たしております。

同様に、労働協約として申出が行われております自動車、紡績に係る申出についても同様でございますので後ほどご確認ください。

【高見会長】 ただいまの説明につきましてご質問等はおありでしょうか。
労働者側の皆さん、よろしいですか。
使用者側の皆さん、いかがでしょう。
公益の皆さんも、よろしいですか。
ご質問等もないようでございます。それでは、この申出要件が具備されているという報告でありますので、事務局はこの後の手続に移ってください。

【事務局】補佐 特定最低賃金の改正の必要性の有無についての諮問となります。

（諮問文手交）

【事務局】局長 石川県特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）
最低賃金法昭和 34 年法律第 137 号第 15 条第 1 項の規定に基づき、別添のとおり、下記の特定最低賃金の改正決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について貴会の意見を求める。
よろしく願いいたします。

【高見会長】 ただいま諮問をお受けいたしました。

【事務局】補佐 諮問文の写しは、資料の 25 ページナンバー 3 としてお付けしておりますのでご確認ください。

【高見会長】 それでは、諮問を受けましたので、5 件の特定最低賃金改正の必要性の有無につ

いてご意見を伺いたいと思います。

まず、労働者側委員の皆さん、いかがでしょうか。

【南委員】 今回、特定最低賃金の審議ということで、5件の業種、産業別について申出の提出をさせていただきました。いずれも基準を満たしているということでございますので、ぜひ審議の方よろしく願いいたします。

【高見会長】 労働者側の皆さん、その他よろしいですか。
使用者側の皆さん、いかがでしょうか。お願いします。

【橋本委員】 資料の5ページですけれども、繊維関係の申出がございました。これは過去にこの特定最賃の必要性審議の場で、組合、使用者側、当然公益を含めてですけど、十二分に議論をさせていただいて、結果、審議の必要なしという、結論に至っている経緯がございます。その時と比べて非常に状況が変化しているというふうには私どもは見受けられないので、この申出については賛成しかねると。

あとは、既にもうある程度特定最賃の議論も進んでいますので、今後の特質の在り方についても議論の必要はあるんじゃないかなというふうに思います。

【高見会長】 その他使用者側の皆さん、いかがですか。
紡績以外は議論の必要性ありというご意見だったと思います。そういう意見だったんですけど、労働者側の皆さん、どうですか。

【増田委員】 今回の6ページを見ていただきたいんですけども、前回の確認ですね。昨年の中の話の中で、数少ないじゃないかという話が出ていたというふうに記憶をしています。ということで今回、14組織、14企業から労働契約を回収というか集めさせていただきましたので。

今回、正直この業種に関係ないところも入っているのは事務局から多分連絡が行っているんだと思うんですけども、この会社全てに特定最低賃金というものがどういうものであるかということの説明させていただいて、経営の方からぜひやってくれというふうに言われています。ここに書いてある企業の経営は、ほとんどが特定最低賃金の改正をやってくれと、産地全体のことを考えたらやらざるを得んなどということで協定書を提出していただいています。

その中で必要性なしということであるなら、この企業の経営の方々に、私はなぜそういうことになったのかということの説明して回らなきゃいけないんです。なの

で、労働側が納得できる説明ということよりも、経営の方が納得できるような説明をいただきたいというふうに思います。

【高見会長】 分かりました。その他労働者側の皆さん、よろしいですか。

少しお尋ねしてよろしいですか。今おっしゃられたのは6ページのここに組合の名前が書いてある、14番まで番号振ってありますが、このことをおっしゃられたと。

【増田委員】 そうです。

【高見会長】 それぞれ組合がある企業は石川県のこの紡績、染色、漁網等の特定最低賃金の対象に入っていないものも入っているということですか。

【増田委員】 入っていないところも入れてあります。それは、会長にも去年お話ししたと思うんですけども、この業界は、横のつながりが多いので、この北陸の産地、特に石川の産地を守るために、そういうこともやっていかないとあかんよなということを経営の方が、ここにいてある企業の方が全員納得していただいております。

【高見会長】 それでしたら、対象に入っていないところは具体的にどちらですか。

【事務局】補佐 すみません、追加の資料を配布してもよろしいでしょうか。

【高見会長】 今、事務局から提案がありましたが、対象の組合とこの業種の中に入っていないところを区分けした資料があるそうですので、後でお配りします。

【事務局】補佐 若干、この資料のご説明をさせていただきます。紡績、繊維関係の方から申出をいただきまして、事前に、増田委員がおっしゃられましたように、特定最賃に該当しないところもありますということでしたので、事務局の方で内容を確認させていただいております。

いま程お配りしましたこの14の労働組合さん、企業さんの名前が入っているものに、番号のところ丸で囲んであるところが今回の繊維の特定最賃に該当する業種でございます。Eの114、Eの115、Eの111、Eの112、これが繊維関係の特定最賃に該当するところですよ。ここのところの組合員さんの人数を足したものが、

一番右側の括弧書きで書きました 1,334 人。全部の合計は 1,561 人となっておりますが、事務局の方で確認したところ該当業種の組合員さんは 1,334 人。これに基づいて審査をしましたが、これについてもおおむね 3 分の 1 以上超えておるということで要件を満たしていることを確認しました。

【高見会長】 確認いたしますと、7、9、10、11、12 は対象外ということですよ。それを除いて計算すると 1,334 人ですが、その前のページの 5 番の申出ナンバー 3、合意率というところで計算式に当てはめると 2,330 分の 1,334 ということですよ。それで計算するとこの数字が、比率は若干下がるけど、でもちゃんと基準に達していると。そういうことでしょうか。

【事務局】補佐 はい。

【高見会長】 分かりました。今、増田委員おっしゃられたのは、それだけ繊維業界が横のつながりがあって、この石川県の紡績の特定最低賃金の対象ではないけれども、それだけ業界全体として上げた方がいいということになっておるといのご主張ということですね。

【増田委員】 はい。

【高見会長】 労働者側の方からそういうご意見が出ましたが、使用者側の皆さん、いかがお考えになりますでしょうか。

【橋本委員】 繰り返しになりますけど、特定最賃そのものは、先日にもそういった会議がありましたけど、もともと今の状況としては、地域最賃そのものが非常に大幅に上がってきております。全国の状況を見ると、経団連の最低賃金の会議に私が出席しているんですが、そこでは、各都道府県の取扱いといいますか方針を説明もするんですけど、その中で、地域最賃に加えて特定最賃の話をする都道府県も複数がありまして、異口同音、特定最賃は必要なしという方向で今進めておりますと、こういう発言もあることから流れはそうなっているんだと思います。

さらに皆さんご存じのとおり、東京都はもう相当前に特定最賃の議論を必要性なしにしておりますし、隣の福井県も特定最賃の必要性なしという、そのような流れになっているので、石川もそろそろゴールをある程度意識した議論にしましょうよというのを先日の会議でも言わせていただきました。

それで、この特定最賃そのものは石川県を見ても繊維産業そのものはもう増田委員も十分ご存じのとおり、私どもの決着は地域最賃プラス1円だったんですよ。それが何年間か続いて、この辺りで、もうそろそろいいんじゃないんでしょうかということで、労使がお互いに納得してやめたんですよ。2年か3年そういう議論をさせてもらって、それで全員が全会一致のような状況でお話で結審をしたというそんな経緯があるので、私はまずそこを尊重してほしいと思います。

そうしないと、こういう公でやる場でございますので、その議論とよほど状況が変わったなら私どもも話は聞きます。そこで決まったから話を聞きませんじゃありません。聞きますが、私どもの方から見て繊維産業が大幅に変革があって、石川県内の電気、機械に匹敵するほど売上げがもう伸びとるよという状況ならば、当然訴状に載せて議論をさせてもらいますけど、その結審をした数年前と比較して大きく変わった点があるのでしょうか。

【増田委員】 いいですか。

【高見会長】 はい、どうぞ。

【増田委員】 今回、先ほど説明したとおり、労働者側から上げてくれという話じゃなくて、使用者側、経営サイドが上げてくれ、プラス1円でも構わんと思うんです。プラス1円でもいいから上げてくれという意味が経営側にあるということです。

【橋本委員】 よろしいですか。

【高見会長】 どうぞ。

【橋本委員】 それを言われると、私、言質を取りに行こうとは思ったんですが、繊維産業のここでいう組合さんは残念ながら経営者協会の会員ではないんですよ。経営者協会の会員であるカジナイロンさんは、これバツになっているものですから、対象外になっているので話が聞けない。

なかなか経営側が言っているといっても、その辺のところは難しいと思いますし、経営側がやってくれということでこういったことを議論するものなのか、それは今、皆さんにお聞きしなければと思います。

【高見会長】 ご意見いかがですか。

【増田委員】 過去の経緯があったという話は橋本委員からも聞いていますし、高見会長からも聞いています。当然こちらからの話からも聞いています。でも、やはりこちら側の考えているニュアンスと少し違うということが大前提にあって、もう話しませんか、もう蒸し返してもあんまり意味ないんでそこはいいですけど。

変わったことというと、去年までは労働組合が上げてくださって協定書を出して、この特賃の申出をしましたけど、今回は経営がやってくれというふうになっていることです。今年の変化としてはそこですね。

【橋本委員】 増田委員、私、うる覚えですけども、去年も経営側っておっしゃっていました。

【増田委員】 はい。プラス、プラスですよ。橋本委員が去年、「これだけの企業だけなんですよね」っておっしゃいましたよね。僕、覚えているんですけど。だから増やしたんですよ。経営に説明して出してもらったんです。

【高見会長】 少し確認させていただきたいんですけど、増田委員がおっしゃる経営側というのは、対象のこの組合ですか。

【増田委員】 対象以外の、ここに書いてあるところ全部です。

【高見会長】 全部ですか。対象以外のところも。

【増田委員】 組合以外のところも、はい。そこは業界というか、その産地としてこの繊維産業どうにかせんなんという経営の思いです。

【高見会長】 対象のところは去年も上げていると。

【増田委員】 はい。

【高見会長】 上げるようにという話だったんですかね。

【増田委員】 今年ですか。

【高見会長】 去年。

- 【増田委員】 去年は対象のところだけ出して下さいということですよ。
- 【高見会長】 その会社は経営側も上げるようにというお話だったんですか。
- 【増田委員】 もちろん上げるように説明しています。
- 【高見会長】 今年はその対象外のところもお調べになられて。
- 【増田委員】 産地全体として考えなきゃいけないですよという話をしました。
- 【高見会長】 その対象外の会社の経営者の皆さんも、上げて欲しいということですか。
- 【増田委員】 自分ところには関係ないんですよ、ではなく、産地全体としてこういうことやっていけないというのが経営の意思です。
- 【高見会長】 その産地というくくりで考えると、そういう流れというのですか、そういう空気もあるのかもしれないですけど、この石川県の紡績の特定最低賃金はあくまでこの対象業種のことについて審議するということですよ。
- 【事務局】 室長 はい。
- 【高見会長】 ですので、ご苦労されてお調べいただいたんですけど、それはそれとして参考のご意見として承るということで、審議するかどうかということに関しましては、対象の業種、会社でどうなのかという観点で進めていくべきものなのかなというふうに考えているところです。
- 特定最低賃金のこの在り方というか趣旨として、そういう認識でよろしいですよ、事務局。
- 【尾崎委員】 少しいいですか。答申の、この申出書の方見ると4番、申出の理由のところ時間に時間額782円(861円)という、これはどういう表記なんですか。
- 【増田委員】 説明しましょうか。

- 【高見会長】 861円というのは地賃のことですね。
- 【増田委員】 はい。そうです。
- 【尾崎委員】 実態的には782円。
- 【増田委員】 特賃として決まった数字が782円で最終はそこということです。
- 【尾崎委員】 782円で。
- 【増田委員】 そうそう。
- 【尾崎委員】 861円で。
- 【増田委員】 地賃の方が上ですから。
- 【尾崎委員】 今、それは891円になるんですね。
- 【増田委員】 そうですね。
- 【尾崎委員】 だから、かなりその差、実態的には782円というのが生きてるんですか。
- 【増田委員】 生きてないです、生きてないです。
- 【尾崎委員】 最賃で生きているんでしょう。
- 【橋本委員】 議論するとこれになる。訴状に載せてやると782円からスタートなので。
- 【大塚委員】 そうそう、そこからスタート。
- 【増田委員】 そこは審議して止まっておるところなので、適用されるのは861円ですよ。
- 【橋本委員】 適用はそれ。

【増田委員】 はい。だから、実質は 861 円。

【尾崎委員】 だから、地賃が優先されるわけでしょう。

【増田委員】 そうですね。

【尾崎委員】 だから、それは実態的には 782 円だけど、実質的にほかに賃金支払いでは 861 円で払ってこと。それが、今 891 円になるわけですよ。それを 891 円にプラス 1 円ということで、1 円でも上げてくれというお話はそういうことなんですか。

【増田委員】 そういうことですね。経営はそれを望んでいるということです。今の繊維の企業の実態というのは、正直、委員の皆様方ご存じのとおり相当ひどいんです。人もいないし、入ってもすぐ辞めるみたいなこともあって、経営の方がかなり苦労しているんです。

【橋本委員】 経営側が、増田委員のお話を聞かれると、ぜひ訴状に載せてくれというお話ですね。

【増田委員】 はい。

【橋本委員】 大変申し訳ないけど、そのような発言をされている経営者の方に経営者協会という組織があるので、そこの専務にぜひ言ってくださいと、そうお伝えください。私がそういう声を聞いたら、考えざるを得ないと思います。私は一切そういう話を聞いていませんので、増田委員からのお話だけでは判断は出来かねます。

【増田委員】 ですのでお話だけじゃなくて、ここの経営の方が労働契約出してくれるということがその証明です。

【橋本委員】 いや、私はきちんとお話を聞きますので。なぜ、こういう申出をして審議会で議論をして欲しいというのかも全て聞かせてもらいます。聞いた上で総合的に判断させてもらわないと、私自身が聞いてないのにああ、そうですかというわけにはいきません。そういうふうにお話ししてください。

私らは検討しないとは言いませんので、それを受けてうちの委員でまた検討させてもらいますので。今回は今のところ増田委員がおっしゃっているだけなので、過

去の経緯を十分尊重して、そして劇的な産業としての状況が変化しているよと、数値的にもこうなんですよという説明があるのならば、それをまた検討させてもらいますけど、今のところその辺があるように思えませんので。それでいかがですか。

私どもはここで毎回出てくることについて、これは駄目ですよとは言いませんので。これはこういう理由で申出は受けますが、改正の審議までにはできませんよねというお話をさせてはもらいますけど。ただし、全て駄目ではないんですよ。それ相当の産業のウエートが前より影響力が高まっていますよという、そういった話があったらそれはそれでまた検討させてもらいたい。

【増田委員】 今、橋本委員のおっしゃっていることは、私だけの話じゃ駄目ですよと。経営の方がちゃんと経営者協会行って、これこれこんな理由で上げるということは何人かに、全てというわけにいかないと思うんですけど。

【橋本委員】 私は理由を聞きたいと思っていますので、ぜひお話を。

【増田委員】 分かりました。それはします。

【橋本委員】 それで、ここでいう訴状に載せて了解になるということではないんですよ。話を聞かせていただいて、その理由について、私は、委員の皆さんに説明をさせてもらって、そこで検討をきちっとさせてもらいますと。その方がお互いに多分納得するんではないかなと思いますけども、いかがですか。

【尾崎委員】 すみません、ちょっとよろしいですか。今、増田委員がおっしゃったその経営者側の人たちは、いわゆる今の自分たちの経営状況、もちろん労働者側といういろいろお話ししながらその会社のため、労働者のためだと思うんですけどもその繊維協会、繊維団体そのものの、経営状況がこれまでよりも少しは上向いているということなんですかね。そんな声がずっと上がっているわけじゃないんですよ。最近になって、今おっしゃった経営者側のご意見だということ。もちろん議論すればいいんですけども。これは、増田委員を信用している、してないではなくて、素直に思うのは、経営者側の方で繊維業界が、ある程度、コロナの状況の中でも業績が非常に、いいところはいいんですけども。繊維業界全体は何か少し景気が上向いているとか、何かその根拠というか。

要は、よくなってきているならそれは石川県にとっても全ていいんでしょうけど、経営が苦しい中で最低賃金も上がってるし、特定最賃も何とかしたいという気

持ちでおっしゃっているのか、それとも、本当に経営側からすれば経営は苦しいけれども、労働者側の意見も聞かなければということで、実際は、本当にどういう気持ちでおっしゃっているのか、そこところがちょっとどうなのかなと思って。今の繊維業界を全体的に肯定する要素があるのかなと思いながらちょっと気になったので。

【増田委員】　　まずは、各企業の個別の労働組合の労働者は、企業間、企業内で労働条件何ほでも上げられますよね。この辺って多分繊維業界の人じゃないとなかなかニュアンスが分かっていただけないと思うんですけど、ここ繊維業界には、いろんな業種あるんですけど、ほぼほぼ横につながっているんです。川上から川下へ流れるみたいな感じで全部つながっていて。全体として賃金も他から見るとちょっと低めだし、なんとか人を集めたいというのが経営のまず第一の目標です。人がまず来ない。そこで、特定最賃が適用されているとか他と差別化できるのであれば、それは業界にとっていいことだよなというのがまず経営サイドの一番の思いです。業界のことを考えたらやらざるを得ないというのはそういう意味なんです、経営がそう言っているのは。

上向いているか上向いていないかという話ですけど、どこを基準にするかによって大分違ってくると思うんです。今は大分商品の差別化がされており、特に産地としてチーム組んで仕事していますから、今やそのチーム力が少しずつお金になって変わってきているということですかね。どこを基準にするかは問題ありますよ。バブルのときから見れば全然ですけどね。

【尾崎委員】　　人材の確保という、そういう観点からは。

【増田委員】　　まず、そこですね。経営が一番思っているらっしゃる。

【尾崎委員】　　賃金が安いから人が集まらないと。

【増田委員】　　そうですね。安いというか、そうですね、他から比べて安いのでということですね。例えば小松市内を見た時に、繊維産業もいっぱいありますけど、機械産業もいっぱいありますよね。そんな中でやはり機械に人が取られるということですよ。そこが経営の今の一番の悩みです。繊維産業の経営者ですよ。

【高見会長】　　尾崎委員、よろしいですか。

【尾崎委員】 いいですけど、ちょっと私、良く分からないですけど。最低賃金も今、小さな事業者さんは、引上げるためにその財源をどうやって確保するかと皆さん悩んでおいで、知恵を絞らなきゃいけないんですけど、繊維業界はそうじゃなくて、何となく、今、上げてもいいんだというような感じで、経営者側の方はそれを納得しているというか、引上げに積極的な経営者側からのお声だけ聞いたんでちょっと、苦しい中で引上げの財源確保をどうしていくのか。商品の付加価値を高めて生産性上げるとかいろんな経営コスト下げるとかいろいろ努力をなされるだろうなと思ったんですけど。

【増田委員】 少なくともここに記載の経営陣はそう思ってらっしゃるってことなんです。

【橋本委員】 事務局、いいですか。福井県は繊維復活させたいということですか。

【事務局】 室長 令和元年の12月24日で審議となっております。特に復活というか、私どもは審議するよという話しは聞いておりません。

【橋本委員】 増田委員の熱い思いはわかりましたけど、繊維は、繊維協会というそうした業界の団体がございます。十分ご存じだと思いますけど。そういった団体にお話をして、経営者の皆様のご意見の総意的なものを取るのも一つかと思えます。

個別のここだけじゃなく繊維業界全体としてどうなんですよという、そういうお答えがあると、私どももやはり議論をしてどうするかというふうに動くような気がします。ですので、業界そのものの思いがものすごく大事だと思いますね。

【高見会長】 今、橋本委員がおっしゃられた前向きなご提案だなと思えます。恐らくさき程尾崎委員がおっしゃっていただいていたのは、経営側は、本当にみんな上げてほしいというそういう状況なのかっておっしゃられたかと思うんですけど。

【尾崎委員】 別に増田委員を信用してる、してないじゃないんです。社会の雰囲気として、こういうふうに厳しい中で繊維協会が大分上向いてきて、いろいろ工夫されて新しい製品開発とかいろいろやられてますけどね。そういう中で経済の位置づけとしてはいい話なんですけど。でも、感覚的に何か今苦しい中で、経営者側がどんどんというより、労働者側の方の意見もしっかり聞きたいということで動いているかという感じで、それは明るい材料ですけども。

【増田委員】 おっしゃっていることはよく分かります。経営が苦しいところもいっぱいあります。どの業種にも経営が苦しいところがあります。

【尾崎委員】 でも、繊維はいいよという。

【増田委員】 そうです。

【高見会長】 いろんな会社によって業績が違ったり、いろいろ事情があると思うんですけど、最低賃金を定められるとその業種に関してはそれが適用されるということなので、なるべく幅広く業界の事情を把握した上で審議した方がいいかなと思いますので、繊維産業にそういう協会、石川県繊維協会ですかね。そういう組織もありますから、そこで意見集約させていただくというのも一つの手でしょうし、恐らく増田委員がさき程おっしゃいました、少なくともここに出ている会社は上げてほしいというお話で、中には厳しいところもあるというお話でした。今この会社の状況を見てみますと、それなりに頑張っ事業展開してこられたかなと思いますので、そういうところもあるでしょうし、一方で、ここに出ないようなところもあるんかなというふうにも推測されますので、できれば幅広く業界といいですか、対象業種の実情が分かるような形で経営者の側にもご意向があるのであれば、そういうのを伝えていただければいいかなというふうにも思います。

【増田委員】 なので、要件を満たして申出したということです。

【高見会長】 それが、ここに書いてあるですよ。

【増田委員】 おおむね3分1以上の協定集めましたという。

【高見会長】 要するに、その労働協約を提出したこと自体をもって経営者側もそう望んでいるというふうなお話ですよ。

【増田委員】 はい。

【高見会長】 そういう面もあるかもしれないですけど、やはり可能であれば、さき程橋本委員が言われたような形で経営者側の方、その業界の経営者の皆さんがそう思っているんであれば、そういう形でご意向を伝えていただくというのも一つの手か

なというふうに思います。

その他どうですかね、ご意見。

一旦、この場でのご意見は一応出尽くしたということによろしいですかね。公益の方でも少し検討させていただきたいと思いますので、ご足労ですけど一旦それぞれの控室がありますので、控室の方にお問い合わせできますでしょうか。

事務局は控室を案内してください。

【事務局】補佐 労働者側の控室は同じフロアの第4会議室です。使用者側の控室は第3会議室を御用意しております。

(休憩)

【高見会長】 お待たせいたしました。審議会を再開いたします。

労使双方からご意見をお伺いいたしました。紡績につきましては、全会一致に至りませんでしたので、改正決定の必要性ありとの結論に達し得なかったということになります。

その他の機械、自動車、電機、百貨店につきましては、特定最低賃金改正の必要性ありという結論でよろしいでしょうか。

【各側委員】 異議なし。

【高見会長】 異議なしというご意見なの改めて確認いたします。紡績につきましては、特定最低賃金改正決定の必要性ありとの結論に達し得なかったと。機械、自動車、電機、百貨店につきましては、特定最低賃金改正決定の必要性ありということで答申いたしたいと思います。

事務局の方で答申の文案を配付し、読み上げお願いいたします。

(答申文案配付)

【事務局】補佐 それでは、答申文案を読み上げさせていただきます。

令和4年8月30日

石川労働局長、長嶋政弘殿

石川地方最低賃金審議会会長、高見俊也

特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は令和4年8月30日付、石労発0831第1号をもって、最低賃金法第21条の規定に基づき、貴職から諮問のあった下記の特定期間最低賃金の改正決定の必要性の有無について慎重に審議した結果、改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

記

- 1、石川県金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具製造業最低賃金、平成20年石川労働局最低賃金公示第5号
- 2、石川県自動車・同附属品、自転車・同部分品製造業最低賃金、平成20年石川労働局最低賃金公示第6号
- 3、石川県電子部品・デバイス・電子回路、民生用電気機械器具、電子応用装置、情報通信機械器具製造業最低賃金、平成20年石川労働局最低賃金公示第3号
- 4、石川県百貨店、総合スーパー最低賃金、平成20年石川労働局最低賃金公示第4号

続きまして、

令和4年8月30日

石川労働局長、長嶋政弘殿

石川地方最低賃金審議会会長、高見俊也

特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は令和4年8月30日付、石労発0830第1号をもって、最低賃金法第21条の規定に基づき、貴職から諮問のあった下記の特定期間最低賃金の改正決定の必要性の有無について慎重に審議した結果、改正決定することについて全会一致に至らず、必要と認めるとの結論に達しなかつたので答申する。

記

- 1、石川県綿紡績、化学繊維紡績、毛紡績、その他の紡績、染色整理、綱、漁網、網地製造業最低賃金、平成20年石川労働局最低賃金公示第2号

【高見会長】 ただいまの答申文案でよろしいでしょうか。

【各側委員】 異議なし。

【高見会長】 異議なしと認めます。それでは了承を得ましたので、このとおり労働局長に答申することといたします。

【事務局】補佐 ただいま4件の特定最低賃金の改正につきまして、必要性ありとの答申をいただきましたので、4件の特定最低賃金改正について一括して諮問させていただきます。

【事務局】局長 石川県特定（産業別）最低賃金の改正決定について（諮問）
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条2項の規定に基づき、下記の特
定最低賃金の改正決定について貴会の意見を求める。
よろしくお願いいたします。

（諮問文手交）

【高見会長】 ただいま、諮問をお受けいたしました。
事務局の方で諮問文の写しを配付、お願いいたします。

（諮問文写し配付）

【高見会長】 諮問文が配付されたと思いますが、御確認いただけましたでしょうか。ご質問等
ございませんでしょうか。よろしいですか。

【各側委員】 はい。

【高見会長】 ご質問等もないようですので、この4件の特定最低賃金につきましては、それぞ
れ専門部会を設置いたしまして審議していくことといたします。

なお、最低賃金審議会令第6条第5項では、審議会はあらかじめその議決する
ところにより最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができると
規定されております。専門部会で全会一致の結論が得られた場合にはこれを適用し
たいと思いますが、いかがでしょうか。

【各側委員】 異議なし。

【高見会長】 異議なしということでございますので、各専門部会で全会一致の結論が得られた場合は、最低賃金審議会令第6条第5号を適用することといたします。

た、機械、自動車関係の2つの専門部会につきましては、従来、合同専門部会方式で審議を進めてまいりました。今年度も合同専門部会方式で審議を進めていくことにいたしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

【各側委員】 異議なし。

【高見会長】 異議なしということでありますので、機械、自動車関係の2つの専門部会につきましては、合同専門部会方式で審議を進めてまいります。

それでは、専門部会の設置について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】補佐 専門部会は、公労使それぞれ3名以内の同数をもって組織することとなっております。なお、公益委員の互選による専門部会の部会委員については、資料27ページ、ナンバー4としてお付けしております。

労使代表の専門部会委員につきましては、労使とも当該産業に関係のある者2名を入れることとされており、本日付けで推薦公示を行い、締切日は9月9日金曜日といたしますのでよろしくをお願いいたします。参考として、昨年度の特定最低賃金専門部会委員名簿を資料の29ページ、ナンバー5としてお付けしております。

特定最低賃金の答申に係る審議会の開催日ですが、資料の31ページから33ページ、ナンバー6に令和4年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表をお付けしておりますが、32ページの真ん中より少し下をご覧ください。発効日を昨年と同じ12月31日とすると本審の答申は11月1日までに、異議申立ての審議を11月17日までに進行する必要があります。

また、昨年度の審議日程を参考にして、合同庁舎内で会議室が確保できた日で事務局案を作成しましたので配付させていただきます。

(審議日程案配付)

【事務局】補佐 事務局としては、ただいま配付させていただきました審議日程案を参考にして、各部会委員決定後、速やかに日程調整させていただきたいと思っておりますのでどうぞよろしくをお願いいたします。

【高見会長】 ただいま事務局から今後の予定につきまして提案ありました。皆様いかがでしょ

うか。

この日程につきましては、会議室を確保できるということをまず考えた上でこういう形になっているということですよね。

【事務局】補佐 あくまでも会議室、私どもで押さえられた日で、昨年度の審議日程を参考に決めたものであって、改めて担当の方から皆さんに日程の調整をさせていただきます。

【高見会長】 これを参考にとということで、あくまで皆様のご都合とかいろいろご事情もありませんから、ここを十分考慮して決めていただくということでお願いいたします。日程について何かありますか。

これはあくまで参考ということです。それでは、日程についてはこれでよろしいですか。

それでは、そのほか本日提出されております資料について事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】室長 長時間の審議ありがとうございます。資料の説明をさせていただきます。また、本日配付させていただいた資料、式次第と一緒にお付けした資料目次がございます。ナンバー 1 からナンバー 6 までの資料と別冊 1 と別冊 2 と、あとプレスリリースの関係で配付させていただいた資料となります。

まず、式次第と一緒にお付けしている資料なんですけれども、まず資料ナンバー 1 ご覧ください。1 ページから 4 ページになってございます。この資料は 8 月 12 日に答申された写しになっております。資料ナンバー 2 から 6 につきましては、今ほど事務局の方から説明をさせていただいておりますので説明を省略させていただきます。

次に、別冊 1 になります。こちらは北陸経済調査、7 月 27 日北陸財務局が発表したものと石川県の主要データ集、令和 4 年 8 月に石川県が発表した資料となっております。

別冊 2 は委員限りになってございます。こちらは全国の審議の決定状況になっております。この中で全会一致の局なんですけれども、宮城局、福島局、群馬局、埼玉局、石川局、愛知局、大阪局、兵庫局、徳島局の計 9 局となっております。6 条 5 項の適用になっているのが当石川県を含めまして 6 局となっております。

最後、すみません。何も式次第というか、つけずにプレスリリースを出しております。本日 8 月 30 日 12 時解禁の業務改善助成金が拡充になりましたよということで、発表されておる資料となっております。

以上、資料の説明を終わります。

【高見会長】

ただいまの資料説明につきまして、ご質問等はありませんでしょうか。

労働者側の皆さん、よろしいですか。

使用者側の皆さん、よろしいですか。

公益の皆さん、よろしいですか。

ご質問がないようですので、本日の審議会はこれで終わりたいと思います。事務局から連絡事項あればお願いいたします。

【事務局】補佐

次回の本審議会の開催日時等は、各専門部会の日程調整後、改めて郵便により文書発送させていただきます。なお、全ての特定最低賃金専門部会の決議が全会一致で行われた場合には、最低賃金審議会令第6条第5項の適用により開催はいたしませんので、その際は各委員に電話によりご連絡をさせていただきます。

【高見会長】

それではこれでよろしいですね。

以上をもちまして、本日の審議を終了したいと思います。大変長時間にわたり、ありがとうございました。